

健発0331第51号
平成27年3月31日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」
の一部改正について

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市町村長が行う予防接種については、「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところである。今般、定期接種実施要領の一部について別紙のとおり改正することとしたので、貴職におかれては貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）及び関係機関等へ周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 改正の概要

- (1) 定期的な検診の機会を利用した接種状況の確認で、3歳児健康診査の機会においても接種状況を確認することを追加すること。
- (2) A類疾病の定期接種を集団接種で実施する際の注意事項として安全性の基準を定めていたところ、集団接種に限らず医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項として安全性の基準を定めること。
- (3) 平成27年度における日本脳炎の定期接種の積極的な勧奨の対象者について定めること。
- (4) 水痘の定期接種における特例対象者について、平成26年度末をもって特例措置を終了すること。
- (5) 水痘ワクチンの接種に当たっても、麻しん風しんワクチンと同様、溶解後速やかに接種することを定めること。
- (6) 高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種における特例対象者のうち、平成26年3月31日において100歳以上の者については、平成26年度末をもって特例措置を終了すること。

2 施行期日

平成27年4月1日